



平成 27 年 8 月 11 日

各 位

会社名 松本油脂製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村直樹
(コード 4365)
問合せ先 取締役管理本部副本部長 山田正幸
TEL 072-991-1001

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 11 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及び具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、業績の向上に努めるとともに将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様へ安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

このような状況の下、平成 27 年 6 月中旬より、当社の筆頭株主及びその他の関係会社である松本興産株式会社（以下「松本興産」といいます。本日現在の保有株式数 922,156 株、発行済株式総数 4,512,651 株に対する割合：20.43%（以下「保有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、保有割合の計算において同じとします。）。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。松本興産は、当社の代表取締役社長である木村直樹及び当社の常務取締役である山根紳一郎並びに木村芳樹がそれぞれ取締役を兼務し、木村直樹が代表取締役を務める関係会社であり、主に化学薬品等を取り扱う商社です。なお、当社と松本興産株式会社との間に営業上の取引はありません。

当社は、これを受け、平成 27 年 6 月下旬より、松本興産の保有する当社普通株式の売却により、一時的にまとまった数量の当社普通株式が市場に放出された場合に生じる当社普通株式の流動性及び市場株価に与える影響、並びに当社の財政状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）等の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に資することになると判断いたしました。さらに、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金より充当する予定ですが、当社が平成 27 年 8 月 11 日に公表した「平成 28 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成 27 年 6 月 30 日現在の連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約 213 億円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安定性は今後も継続できるものと考えております。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の透明性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えま

した。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

そこで当社は、平成 27 年 7 月中旬に、松本興産に対し、株式会社東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）市場（以下「J A S D A Q」といいます。）における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました（具体的な条件については後記「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。）。当社は、平成 27 年 7 月下旬に、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 8 月 10 日）までの過去 1 ヶ月間の J A S D A Q における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 15%から 20%程度のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とする旨を松本興産に提案し、協議いたしました。その結果、平成 27 年 8 月上旬、松本興産より、上記条件にてその保有する当社普通株式 922,156 株（保有割合：20.43%）の一部である 400,000 株（保有割合：8.86%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成 27 年 8 月 11 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付価格は本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 8 月 10 日）までの過去 1 ヶ月間の J A S D A Q における当社普通株式の終値の単純平均値 10,097 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して 15.82%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）のディスカウントを行った価格である 8,500 円（小数点以下を四捨五入。）とすることを決議いたしました。さらに、本公開買付けは、松本興産以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、450,000 株（発行済株式総数に対する割合：9.97%）を買付予定数の上限とすることが適切であると判断いたしました。

また、当社の代表取締役社長である木村直樹及び当社の常務取締役である山根紳一郎並びに木村芳樹は、それぞれ松本興産の取締役を兼務しており、本公開買付けに関して構造的な特別利益相反関係にあることから、当社と松本興産との事前の協議には、松本興産の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

なお、松本興産からは、本公開買付けに応募しない当社普通株式 522,156 株（発行済株式総数に対する割合にして 11.57%）については、現時点において、継続して保有する方針であるとの説明を受けております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	450,100株	3,825,850,000円（上限）

(注 1) 発行済株式総数 4,512,651 株

(注 2) 発行済株式総数に対する割合 9.97%

(注 3) 取得する期間 平成 27 年 8 月 12 日（水曜日）から平成 27 年 10 月 30 日（金曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

①取締役会決議	平成27年8月11日（火曜日）
②公開買付開始公告日	平成27年8月12日（水曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
③公開買付届出書提出日	平成27年8月12日（水曜日）
④買付け等の期間	平成27年8月12日（水曜日）から 平成27年9月8日（火曜日）まで（20営業日）

(2) 買付け等の価格

1株につき、金8,500円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の透明性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況とその他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、当社が本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成27年8月10日）のJASDAQにおける当社普通株式の終値9,940円、同年8月10日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値10,097円、同年8月10日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値9,843円を参考にいたしました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

そこで当社は、平成27年7月中旬に、松本興産に対し、JASDAQにおける一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました。当社は、平成27年7月下旬に、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成27年8月10日）までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値に対して15%から20%程度のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とする旨を松本興産に提案し、協議いたしました。その結果、平成27年8月上旬、松本興産より、上記条件にてその保有する当社普通株式922,156株（保有割合：20.43%）の一部である400,000株（保有割合：8.86%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成27年8月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付価格は本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成27年8月10日）までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値10,097円に対して15.82%のディスカウントを行った価格である8,500円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である8,500円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前

営業日(平成27年8月10日)のJASDAQにおける当社普通株式の終値9,940円から14.49%、同年8月10日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値10,097円から15.82%、同年8月10日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値9,843円から13.64%を、それぞれディスカウントした金額となります。

②算定の経緯

当社は、業績の向上に努めるとともに将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様へ安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

このような状況の下、平成27年6月中旬より、当社の筆頭株主及びその他の関係会社である松本興産より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、これを受け、平成27年6月下旬より、松本興産の保有する当社普通株式の売却により、一時的にまとまった数量の当社普通株式が市場に放出された場合に生じる当社普通株式の流動性及び市場株価に与える影響、並びに当社の財政状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)及び自己資本当期純利益率(ROE)等の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に資することになると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付け価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の透明性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況とその他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、当社が本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日(平成27年8月10日)のJASDAQにおける当社普通株式の終値9,940円、同年8月10日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値10,097円、同年8月10日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値9,843円を参考にいたしました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

平成27年7月中旬に、松本興産に対し、JASDAQにおける一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付け価格について検討を行いました。当社は、平成27年7月下旬に、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成27年8月10日)までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値に対して15%から20%程度のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付け価格とする旨を松本興産に提案し、協議いたしました。その結果、平成27年8月上旬、松本興産より、上記条件にてその保有する当社普通株式922,156株(保有割合:20.43%)の一部である400,000株(保有割合:8.86%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成27年8月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付け価格は本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日(平成27年8月10日)までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値10,097円に対して15.82%のディスカウントを行った価格である8,500円とすることを決議いたしました。

た。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	450,000株	一株	450,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(450,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(450,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

3,834,100,000円

(注) 買付代金(3,825,000,000円)、買付手数料その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
住友不動産新宿オークタワー27階

② 決済の開始日
平成27年10月6日(火曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

- i 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合
本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。
交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。
- ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合
配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税

のみ)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成27年9月8日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

② 当社は、平成27年8月上旬に、松本興産より、本公開買付けに対して、その保有する当社株式922,156株(保有割合:20.43%)の一部である400,000株(保有割合:8.86%)を本公開買付けに応募する旨、また本公開買付けに応募しない当社株式522,156株(保有割合:11.57%)については、今後も引き続き保有する旨の回答を得ております。

(ご参考)平成27年7月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 3,667,570株

自己株式数 845,081株

以 上